

花時計訪問看護ステーション運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人回生会が開設する花時計指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師及びその他の職員（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、居宅介護計画に沿って、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者及び要支援者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 花時計訪問看護ステーション
- (2) 所在地 北海道上川郡東神楽町ひじり野南1条10丁目1番6号

(職員の職種、員数、及び職務内容(指定訪問看護と指定介護予防訪問看護を兼務))

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名
管理者はステーションの職員の管理及び指定訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 常勤換算2.5人以上（管理者含む）
看護職員は（准看護師を除く）訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提携に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、9月1日、8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分より午後5時00分までとする。
- (3) 緊急時電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 皮膚潰瘍、褥瘡等の予防・処置
- (5) リハビリテーション（看護師による）
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 精神疾患患者の看護
- (12) 服薬状況の把握と管理

(利用料等)

第7条 介護保険による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 健康保険等による指定訪問看護を提供した場合は、基本利用料の支払いを利用者から受けるものとする。
- 3 死後の処置料（エンゼルケア料金）は、5,000円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 5 料金改定があった場合は、文書（重要事項）に基づき利用者及びその家族に説明をし、同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、旭川市、東神楽町、東川町、美瑛町の区域とする。その他地域については相談に応じる。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(苦情等)

第10条 利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応する。

【苦情対応窓口】

*花時計訪問看護ステーション 管理者 TEL 0166-83-6060
相談時間 9時～17時まで

*大雪地域広域連合(東川町役場) TEL 0166-82-2111

*北海道国民健康保険団体連合会 TEL 011-231-5161

(事故発生時の対応等)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 指定訪問看護に係る安全管理のための体制を確保する。
- 5 利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から2年間保存する。該当記録については、正確かつ最新の内容を保つよう整備する。

- (1) 訪問看護記録書
- (2) 訪問看護指示書
- (3) 訪問看護計画書
- (4) 訪問看護報告書
- (5) 市町村等に対する情報提供書
- (6) 市町村等との連絡調整に関する記録

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
-
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
(2) 継続研修 年1回
(3) その他外部・内部研修
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人回生会理事長とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症対策)

- 第15条 事業者において感染症が発生し、又は、まん延しないように次に掲げる措置を講ずる。
- (1) サービス提供者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行う。
(2) 事業者の整備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
(3) 事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
(4) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定)

- 第16条 新興感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。
- 2 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント対策)

第17条 事業者は、サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

2 従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業者の指示に従わない場合はサービスの提供の制限をすることができる。

附則 この規程は平成28年 2月 1日から施行する。
この規定は平成28年 3月 1日から施行する。
この規定は平成28年 7月 1日から施行する。
この規定は平成29年 9月 1日から施行する。
この規定は平成29年 9月11日から施行する。
この規定は令和 1年 7月 1日から施行する。
この規定は令和 1年10月 1日から施行する。
この規定は令和 2年 4月 1日から施行する。
この規定は令和 5年10月 1日から施行する。
この規定は令和 6年 4月26日から施行する。
この規定は令和 8年 6月 1日から施行する。